

浜松市飲料水供給施設整備事業分担金徴収事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市飲料水供給施設整備事業分担金徴収条例施行規則(平成19年浜松市規則第89号。以下「規則」という。)第5条の規定に基づき、浜松市飲料水供給施設整備事業分担金徴収条例(平成17年浜松市条例第145号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例に定めるところによる。

(対象事業)

第3条 市が施行する事業は、10万円以上の事業費が見込まれるものを対象とする。

(受益者)

第4条 条例第2条の「事業により利益を受ける者として市長が定めるもの」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 市の飲料水供給施設を借り受けて、当該飲料水供給施設によりその事業に係る施行区域内の住民に飲用に供する水を供給することを目的として当該住民により組織された組合(以下「飲料水供給施設水道組合」という。)がある場合 飲料水供給施設水道組合

(2) 前号以外の場合 市の飲料水供給施設により飲用に供する水の供給を受ける世帯の世帯主その他の事業により利益を受ける者として適当と認められる者

(分担金の減免の審査基準)

第5条 条例第6条の「受益者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けているとき」に該当する場合は、分担金を免除する。

2 条例第6条に規定する「これに準じる特別の理由があると認めるとき」とは次の各号に掲げる場合をいい、その減免の割合は当該各号に定めるところによる。

(1) 受益者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による生活支援給付を受けている場合 免除

(2) その他受益者が貧困により生活が著しく困難と認められる場合 免除

3 条例第6条に規定する「その他特に必要があると認めるとき」とは次の各号に掲げる場合をいい、その減免の割合は当該各号に定めるところによる。

(1) 市の飲料水供給施設(廃止の決定がされていないものに限る。)が天災その他の不可抗力により滅失し、又は損壊した場合において、その受益者(その相続人その他の一般承継人を含む。)が当該飲料水供給施設の再築、改修等の整備事業に係る分担金を負担しようとするとき 免除

(2) その他特に分担金を減免する必要があると認められる場合 適当と認められる割合

(様式)

第6条 条例及び規則の施行に係る文書の様式は、次に定めるところによる。

(1) 条例第4条第2項の規定による分担金の賦課に係る通知

飲料水供給施設整備事業分担金決定通知書（第1号様式）

(2) 規則第2条第2項の規定による徴収猶予に係る通知

飲料水供給施設整備事業分担金徴収猶予決定通知書（第2号様式）

(3) 規則第3条第2項の規定による減免に係る通知

飲料水供給施設整備事業分担金減免決定通知書（第3号様式）

（細目）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、水道事業及び下水道事業管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年 9月 1日から施行する。

2 浜松市飲料水供給施設等整備事業分担金徴収条例に関する内規（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

飲料水供給施設整備事業分担金決定通知書

飲料水供給施設の整備事業に係る分担金の額を決定したので、浜松市飲料水供給施設整備事業分担金徴収条例第4条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

整備事業名	
分担金額	
分担金の算出方法	
納付期日	

- 注 1 この分担金は 年度の事業費に対する分担金です。一括納付していただくこととなります。納入通知書を送付しますので、これによって納付してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は水道事業及び下水道事業管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

飲料水供給施設整備事業分担金徴収猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飲料水供給施設整備事業分担金徴収猶予について、下記のとおり決定したので、浜松市飲料水供給施設整備事業分担金徴収条例施行規則第2条第2項の規定により通知します。

記

整備事業名	
分担金額	
徴収猶予額	
徴収猶予期間	
決定事由	

（教示）1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は水道事業及び下水道事業管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（教示は、申請と異なる内容の決定をする場合に記載する。）

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

飲料水供給施設整備事業分担金減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飲料水供給施設整備事業分担金減免については、浜松市飲料水供給施設整備事業分担金徴収条例施行規則第3条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

整備事業名	
分担金額	
減免金額	
決定事由	

（教示）1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は水道事業及び下水道事業管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（教示は、申請と異なる内容の決定をする場合に記載する。）